

甲信越地区中古住宅流通促進協議会

活動報告

平成26年3月25日

不動産流通市場活性化事業者間連携協議会シンポジウム

目的

中古住宅流通・リフォーム市場の担い手の育成を図りながら地域事情を反映した消費者ニーズに対応でき、安心安全な中古流通市場と リフォーム市場の環境整備と運営方法の構築

主な取組

住宅の品質・信頼性等を認定する「良品R住宅制度」を設け、甲信越地区の中古住宅市場に消費者にとって信頼のある中古住宅を提供

りょうひんアールじゅうたく

良品R住宅制度の策定と推進



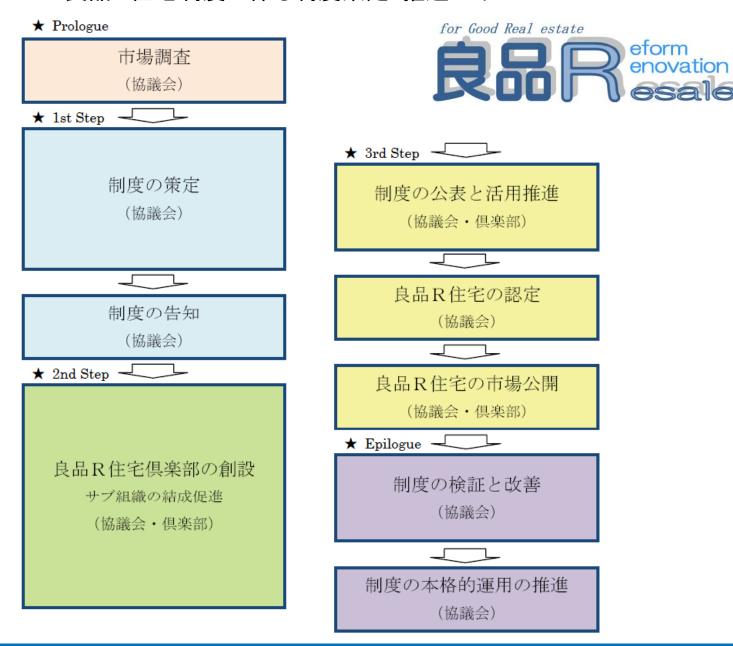
Rは主に、Resale(リセール):再販二中古を示す。

その他に、Reform(リフォーム)・Renovation(リノベーション)。

良品R住宅は、付加価値を持った一般的な中古住宅より

良品である意を持つ"商標"(ブランド)

良品R住宅制度に係る制度策定・推進スキーム





甲信越地区中古住宅流通促進協議会

主体構成団体 公益社団法人 山梨県宅地建物取引業協会 一般社団法人 長野県宅地建物取引業協会 公益社団法人 新潟県宅地建物取引業協会

その他構成団体

NPO法人 Smile住宅安心ネットワーク

(一社) 住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会

(株) 日本住宅保証検査機構(JIO)

全宅住宅ローン(株)

(株)エフスタイル軽井沢

(一計)山梨県建築設計協会

(一社) 山梨県建築士会

(一計)山梨県建築士事務所協会

山梨県 山梨市

山梨県 南アルプス市

山梨県商工会連合会

(株)山梨中央銀行

(一社)長野県建築士事務所協会 田舎暮らし「楽園信州」推進協議会 長野県労働金庫 (株)八十二銀行

(公社)全日本不動産協会 新潟県本部 (株)新潟県宅建サポートセンター 新潟県コンサルティング協議会 新潟県 燕市 (一社)新潟県建築組合連合会 新潟県労働金庫



良品R住宅とは、安全・安心、 さらに付加価値を高めた協議会が認定する中古住宅



- ■インスペクション
- ■中古住宅売買瑕疵担保保険
- ■住宅履歴情報の蓄積管理

+(ぷらす・アール)

- □Reform
- ☐ Renovation
- □融資適合証明
- □既存住宅性能評価
- 口定期点検、その他アフターサポート





市場環境:体制の整備



消費者に安心・安全を第一に信頼ある商品(中古住宅)を提供することを目的とし、中古住宅流通市場の改革という社会性のある事業に率先して取り組む"意識"の高い、不動産業者、工務店、リフォーム業者ならびに点検・調査業務等を行う建築設計事務所等から構成される甲信越地区中古住宅流通促進協議会が設置する組織

【情報の共有】・【コンサルティング能力・知識・技術向上】



市場環境:体制の整備

サブ倶楽部の活用

統一サービスの提供

良品 尺住宅 倶楽部富士

例) 俱楽部結成員

(株)エステート〇〇/Master倶楽部員

(株)〇〇工務店(株)/Assistant俱楽部員

〇〇建築設計事務所/Assistant倶楽部員

※「富士」部分は地域名の他、構成員名称(商号)の利用も可

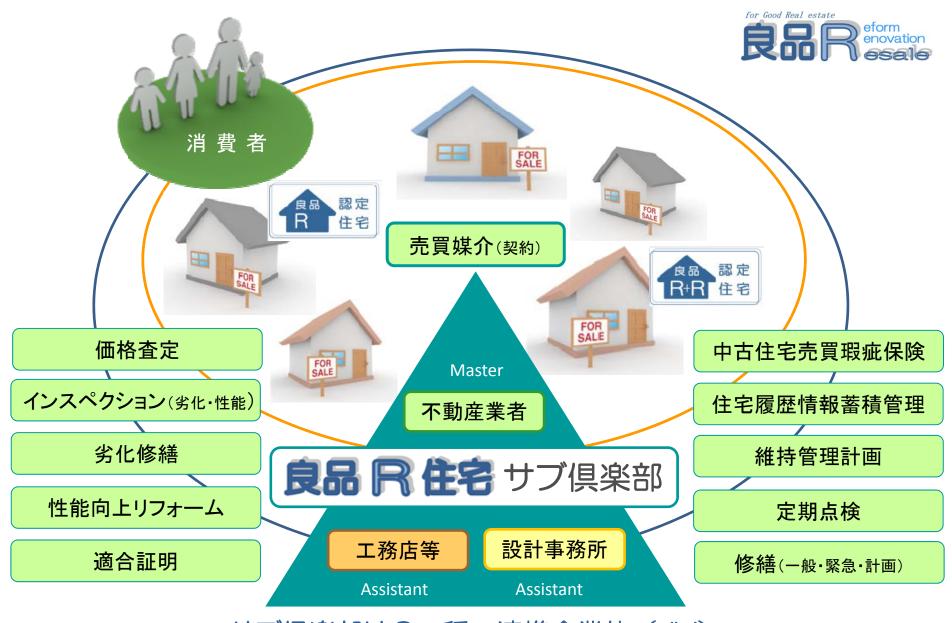
倶楽部員は、

不動産業者を主体(Master)に、同じく倶楽部に登録する工務店・リフォーム業者、建築設計事務所等の2社以上と「良品R住宅倶楽部〇〇」等のサブ組織を結成。

サブ倶楽部は、

地域消費者の様々なニーズに対する適切かつ迅速なコンサルティング、良品R住宅制度の定めるサービス提供、リフォーム・リノベーション提案をワンストップで実施するとともに、良品R住宅制度の普及推進に努める。





サブ倶楽部は?一種の連携企業体(JV)

★ Prologue 市場調査



★ 1st Step

制度の告知

協議会の取り組み記者発表



事業者連携不動産流通市場活性化シンポジウム 甲信越地区中古住宅流通促進協議会

★ 1st Step 制度の告知

ホームページによる情報公開・制度の告知



★ 2nd Step 倶楽部の創設

「良品R住宅制度」事業者説明会



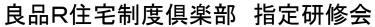
STATE OF

(倶楽部の構成員)

- 第8条 協議会が設置する倶楽部の構成員は、次の全ての要件を満たすこととする。
 - 1) 次のいずれかに該当す事業者で業法違反等の指導を受けていないこと。
 - イ) 宅建業法(昭和27年法律第61号) による宅建業免許を受け、主に宅地建物取引業協会に所属している宅建業者。
 - 口)建設業法(昭和24年法律第100号)による建設業許可を受けている建設業者。
 - ハ) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号) による建築士事務所登録を行っている建築設計事務所。
 - 2) イ) 前号イ) に該当する事業者で中古住宅の売り主となる者にあっては、中古住宅の売 買に係る瑕疵保険の登録事業者、若しくは登録可能な者であること。
 - ロ)前号ロ)に該当する事業者にあっては、リフォーム工事に係る瑕疵保険の登録事業者若しくは登録可能な者、及び建設工事請負業者賠償責任保険の加入者、若しくは加入可能な者であること。
 - ハ)前号ハ)に該 人住宅金融支 将来的に発行
 - 前1号のいずれかくは受講する者が
 - 4) 前1号のいずれか修会の受講修了者

- ハ)前号ハ)に該 1) 協議会の指定する研修会(良品R住宅制度要綱第8条第4号関係)
 - イ) 甲信越中古住宅流通促進協議会が実施する瑕疵担保責任制度に係る研修
 - ロ) 甲信越中古住宅流通促進協議会が実施する点検・調査業務に係る研修
 - ハ) 甲信越中古住宅流通促進協議会が実施する住宅履歴情報に係る研修
 - ニ) 甲信越中古住宅流通促進協議会が実施する住宅ローン、住宅税制に係る研修
 - 2) 協議会の推奨する研修会(良品R住宅制度要綱第8条第5号関係)
 - イ)(公)全国宅地建物取引業協会連合会の不動産キャリアパーソン資格取得研修
 - ロ)(公)住宅リフォーム・紛争処理支援センターのリフォーム相談員資格取得研修
 - ハ)(一)日本建築防災協会、その他同等の機関団体等の耐震診断技術者研修

★ 2nd Step 倶楽部の創設





知識の向上

平成25年12月20日 新潟会場

★ 3rd Step 制度の公表と活用推進



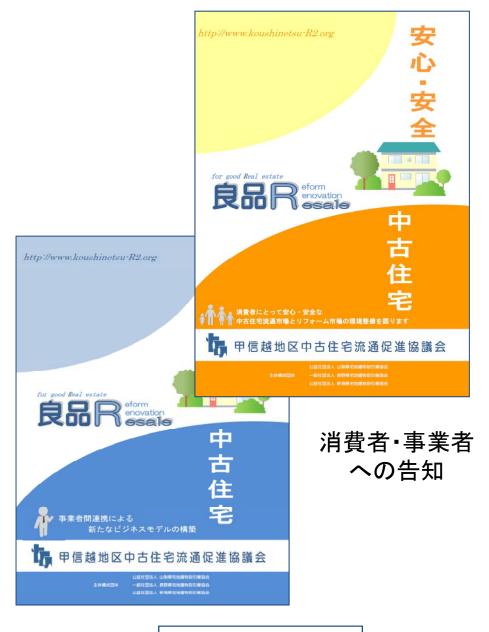
ホームページによる情報公開



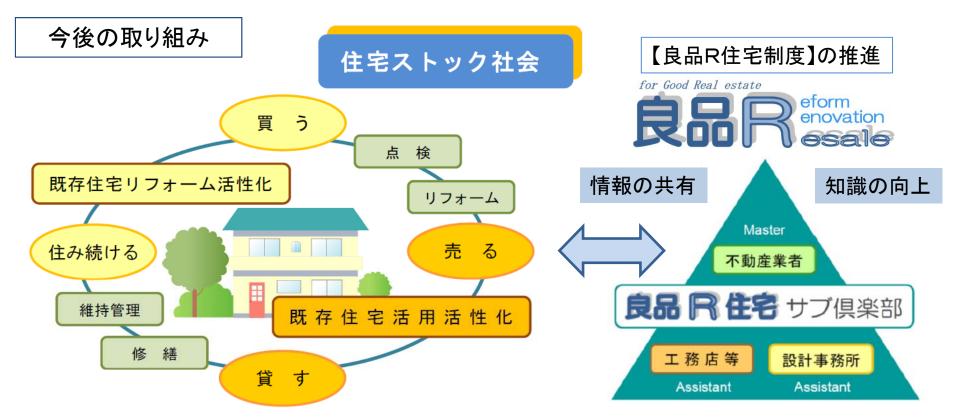
倶楽部員への情報提供

情報の共有





広報•普及活動



<mark>私</mark>たちがするべきこと

ストック社会の住宅という資産を 安心・安全に 良循環させるべきお手伝い。



いきいきとした住生活が営まれる郷土やまなしの実現

山梨県住生活基本計画

(平成23年度~平成32年度)

~ 信州の気候・風土・資源を生かし ~

心の豊かさが実感できる住まいづくりをめざして 長野県住生活基本計画

〔平成23年度~平成32年度〕

自治体住生活基本計画の目標達成に向けた自治体との連携強化

新潟県 住生活マスタープラン

目標1:安全安心な住生活の実現

目標2:人にやさしい住生活の実現

目標3:環境にやさしい住生活の実現

目標 4: 県民ニーズに応える住宅関連市場の整備

目標 4: 県民ニーズに応える住宅関連市場の整備

良質な空き家ストックが有効に活用される中古住宅流通市場の整備

【基本的な施策】

- 県民が中古住宅の取得に際して的確な判断ができるよう、関係団体との連携により、適切な中古住宅の情報を入手しやすい仕組みづくりを進めます。
- ○県民が中古住宅の取得に関して気軽に相談できるよう、関係団体との連携により、 身近な相談体制の整備を進めます。
- 県民が安心して中古住宅を取得できるよう、既存住宅売買瑕疵保険制度の普及促進を図ります。
- 良質な中古住宅の流通を促進するため、関係団体との連携により、中古住宅の性能評価や性能に応じた価格評価制度のあり方について検討を行います。
- ○関係団体との連携により、空き家の維持管理に関わる情報提供の充実を図るなど、 空き家の適正な維持管理の促進に向けた取組を進めます。

長野県住生活基本計画

~ 信州の気候・風土・資源を生かし ~

[平成23年度~平成32年度]

心の豊かさが実感できる住まいづくりをめざして

目標1:人と環境が共生する住まいづくり

目標2:誰もが安定した居住を確保できる体制づくり

目標3:多様な居住ニーズに対応できる住まいづくり

目標 4: 安全・安心な暮らしを支える住まいづくり

目標 5:次代につなぐ美しい景観とコミュニティを育むまちづくり

目標 3: 多様な居住ニーズに対応できる住まいづくりに関する施策展開

■ 既存住宅の流通促進

既存住宅の取引やリフォーム時における消費者の不安等の解消を図るため、既存住宅売買 瑕疵保険制度・リフォーム工事瑕疵保険制度の利用、住宅履歴情報の蓄積、リフォーム事 業者の情報提供等により、既存住宅の流通の促進を図ります。

いきいきとした住生活が営まれる郷土やまなしの実現

山梨県住生活基本計画

(平成23年度~平成32年度)

- 1 良質な住宅ストックの形成
- 2 市場と連携した施策展開
- 3 各主体の連携による施策展開

目標 2: 住宅の適正な管理及び再生

住まいの適切な維持管理

○自らの住まいや賃貸住宅において適切に維持管理を行うために、修繕履歴を記録する など、住まいの維持管理に関する意識の向上を図り、長く住める良質な住宅のストッ クを形成する。

目標 3: 県民が安心して選択できる住宅市場の形成

既存住宅流通市場の活性化

○住宅戸数が世帯数を上回る状況において、既存ストックを有効活用したストック循環型の住宅市場の構築を目指し、住宅性能表示制度の普及、リフォームや維持管理の記録、既存住宅の円滑な流通を促進する情報ネットワークの活用などに関して、民間事業者や関係機関との連携による既存住宅流通市場の活性化を促進する。